

下記の事項を十分にお読みください。

契約締結後交付書面

本書面は、お客さまと当社が締結した電気供給契約（以下「供給契約」といいます。）について、電気事業法第2条の14に基づき重要な事項を記載したものです。

小売電気事業者 （契約当事者）	Japan 電力株式会社 代表取締役 中田 裕介 小売電気事業者登録番号 A0179 〒171-0021 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 お問い合わせ窓口 電話 050-2030-4643 受付時間 10:00～18:00（定休日：年末年始） ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
供給電圧	100V/200V	計量方法	一般送配電事業者設置の電力量計により計量
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz （静岡県富士川と新潟県糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています。）		
契約期間	契約期間は、供給契約が成立した日から、解除又は解約により供給契約が消滅する日までといたします。		
電気供給約款	掲載 URL: https://japaden.jp/electricity/terms/		

1. お客さまとのご契約年月日・供給地点特定番号
お 客 さ ま 名 : 別送している契約のお知らせをご参照ください。 ご 契 約 年 月 日 : 別送している契約のお知らせに記載の申込日と同日となります。 供給地点特定番号 : 別送している契約のお知らせをご参照ください。
2. 電気供給開始予定日
契約締結完了の契約のお知らせに記載された使用開始日より開始いたします。 ※ただし、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「電力会社」といいます。）との手続き等により使用開始日に変更になる可能性があります。
3. 小売供給に係る料金
料金は1つの需要場所ごとに異なるため、料金表をご確認ください。 なお、料金は、 最低月額料金 または 基本料金 と 電力量料金 の他、再生可能エネルギー発電促進賦課金（電気供給約款別表1参照）、電源調達調整費（電気供給約款別表6参照）、容量拠出金反映額（電気供給約款別表10参照）の合計とします。 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令による1kWhあたりの告示金額のとおりです。電源調達調整費及び容量拠出金反映額の概要については、本書末尾に記載のとおりとします。 <u>燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。</u>

4. 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担
電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、お客さまにより契約内容（契約電力、契約電流または契約容量）が変更された場合や、供給開始前にお客さまの都合で契約が解約または変更された場合等には、供給設備の工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。その際は、当社又は電力会社のいずれかより事前にお客さまへ連絡させていただきます。
5. その他の負担
A. お客さまが次のいずれかに該当し、当社が電力会社の託送供給等約款に基づき電力会社から違約金の支払いを求められた場合、当社はお客さまから違約金相当額をお支払いいたします。 イ. 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。 ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電力会社の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。 ハ. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。 ニ. 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合。 B. お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合には、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、未払いの債務の合計金額（消費税等相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額は除きます。）に年14.5パーセントの割合を乗じて算定した金額の遅延損害金を申し受けます。ただし、供給契約において特定商取引法に定める訪問販売または電話勧誘販売の規制が適用される場合には、遅延損害金の割合は法定利率によるものとします。 C. お客さまが故意又は過失によって電力会社の設備を損傷・亡失し、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から賠償金の支払いを求められた場合、当社はお客さまから賠償金相当額をお支払いいたします。 D. お客さまが契約電流、契約容量を超えて電気を使用された場合には、電力会社及び当社の責めとなる理由を除き、当社は当該超過分につき電気供給約款により計算される基本料金の1.5倍に相当する金額を契約超過金としてお客さまから申し受けます。
6. 不利益事項
従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。 A. 過去電力使用量の照会不可。 B. 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。 C. 発行ポイントの失効。 D. 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。
7. 契約電力又は契約電流容量の定め
従量電灯B（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア）：契約電流は、原則20アンペア以上60アンペア以下 従量電灯C（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア）：契約容量は、原則6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満 従量電灯A（関西・中国・四国エリア）：契約容量は、原則6キロボルトアンペア未満 従量電灯B（関西・中国・四国エリア）：契約容量は、原則6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満 低圧電力（実量制）を適用する場合を除く低圧電力の契約電力：原則50キロワット未満

低圧電力（実量制）を適用する場合の契約電力：30 分ごとの使用電力量（kWh）のうち、月間で最も大きい値を 2 倍したうえでキロワットに換算した値を最大需要電力といい、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値が契約電力（kW）となります。 契約電流はお客さまのお申し出によって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じて一般送配電事業者の電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けます。 契約容量または契約電力は、別に定める場合を除き、原則として、あらかじめお客さまにご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定いたします。	10. 託送供給等約款に定められたお客さまの責任について A. お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客さまの負担で必要な措置を講じていただきます。 B. 当社及び電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。 C. 電力会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客さまには当該設備の施設場所を電力会社は無償で提供していただきます。 D. 電力会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合、電力会社は、その電気工作物を無償で使用するができるものとします。 E. お客さまは電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、電力会社及び当社に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客さまが電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を電力会社及び当社に通知していただきます。 F. お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、電力会社が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。 G. お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとします。
8. 供給電力及び供給電力量の計量方法並びに料金調定の方法 A. 計量は、電力会社が行います。 B. 料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 C. 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。	11. お客さまからの申出による供給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担 A. 供給契約の変更、解除又は解約をご希望の場合は、本書面上部に記載のお問い合わせ窓口までお電話にてご連絡をいただくか、当社ウェブサイト上のお問い合わせフォームからご申請ください。なお、供給契約の解除又は解約については、希望される日の 1 か月前までにご連絡・ご申請ください。 B. お客さまが、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加した後 1 年以内に電気の使用を終了しようとし、又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から料金および工事費等の支払いを求められたときは、当社はお客さまから、当該料金および工事費等に相当する金額をお支払いいただきます。 C. 供給契約の解除日が、検針日以外の日であった場合は、当該月の基本料金は、直近の検針日から解除日までの日数で日割りした金額を、お支払いいただきます。 D. 違約金発生条件については、ご契約プランの料金表をご確認ください。
9. 小売供給に係る料金その他のお客さまの負担となるものの支払方法等 A. 電気の計量日または検針日以降に、口座振替、クレジットカード払いまたはコンビニ支払いでお支払いいただくものとし、別途当社所定の様式によりお客さまが選択するお支払方法といたします。お客さまが選択したお支払方法は、マイページのご登録情報でご確認いただけます。 B. 電気料金の請求は、原則として当社 ウェブサイトのお客さま専用ページ（マイページ）へ掲載する方法により行います。当社はマイページ上に請求額にかかわる電子データを登録したことをもって、お客さまへの請求を行ったものとします。 C. お客さまの料金は、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。ただし、コンビニ支払いの場合、支払期日は別途当社が定めない限りコンビニ払込用紙の発行日から 14 日以内とします。 D. 支払期日は、支払方法が口座振替の場合は毎月 27 日（支払義務発生日の翌月 27 日）、クレジットカード払いの場合は原則としてクレジットカード会社から当社への支払日とし、原則として電気料金の請求日にお知らせします。 E. コンビニ支払いについて、コンビニ払込用紙の発行手数料として、コンビニ払込用紙 1 通あたり 550 円（税込）を支払っていただきます。また、当社は、当社が別に定めない限り、お客さまの料金を当社が指定する後払い決済提供事業者に債権譲渡します。お客さまは当該債権譲渡について、相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消、解除の抗弁、消滅時効に係る抗弁、弁済等による債権の消滅その他一切の抗弁を放棄し、異議なく承諾するものとします。 F. 当社は、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。また、この場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の供給契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。	12. 当社からの申出による供給契約の変更 当社は、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により当社が必要と判断した場合には、電気供給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容を当社のホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。 13. 契約の解除等 A. お客さまが以下のいずれかに該当した場合、当社は、解除日の 15 日前までに予告をした上で供給契約を解除することがあります。 ①お客さまが電気料金（この供給契約以外の電気料金を含みます。）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合 ②お客さまが電気供給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払われない場合

③託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合で、当該一般送配電事業者の定めた期日までにその原因が解消されないとき ④お客さまが、当社に対し電気の使用を終了する旨の通知をしないまま、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合 ⑤お客さまがその他電気供給約款の規定に違反した場合 ⑥お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てを行なった場合、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合、または公租公課の滞納処分を受けた場合 B. 当社は、解約希望日の３ヶ月前までに当社が適当と判断した方法による意思表示を行うことにより、お客さまとの供給契約を解約することができます。
14. 供給の停止、中止 A. お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、電力会社により電気の供給の停止が行われることがあります。 B. 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の供給上又は保安上必要がある場合、電力会社が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。
15. 損害賠償の免責 A. 当社が小売電気事業者として電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、供給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。 B. 電力会社が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社はお客さまに対して何らの責任を負いません。 C. 電力会社の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとします。
16. 電子交付について 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、法令上認められる範囲において、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。
17. 暴力団排除 A. お客さまには、自己及び自己の役職員等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。 B. お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、直ちに供給契約その他お客さまと当社との間で締結した全ての契約を解除することができるものとします。
18. 管轄裁判所

供給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって専属管轄裁判所といたします。

■電源調達調整費について

電源調達調整費は、燃料費等調整額、グリーン促進費及び託送サービス変動相当額の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。

■燃料費等調整額について

燃料費等調整額は、各契約種別における料金につき、【その1月の使用電力量(※1)×「燃料費等調整単価」】の算式によって算定する金額とし、「平均市場価格」が「基準値 X」を下回る場合は電気料金から減算され、「平均市場価格」が「基準値 X」を上回る場合は電気料金に加算されます。

※1：従量電灯 A の場合で、かつその1月の使用電力量が供給区域ごとに定める最低料金適用電力量以下の場合、その1月の使用電力量を15キロワット時（ただし、四国電力送配電株式会社の供給区域の場合は11キロワット時）として算定します。

「平均市場価格」、「燃料費等調整単価」及び「基準値 X」の定義はそれぞれ以下のとおりとします。

平均市場価格：

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間（電気供給約款 別表 7(1)ハにて定めます。）中のエリアプライス（適用するエリアプライスは JEPX が公表する値とし、電気供給約款別表 7(1)ホのとおりとします。）の平均値に 1.20（以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額を含まず、平均市場価格の単位は、1 キロワット時当たり 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、当社は、調達単価係数を変更する場合があります、この場合、当社は、電磁的方法により通知いたします。

燃料費等調整単価：

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの燃料費等調整単価は、供給区域ごとの 1 キロワット時当たりの平均市場価格および供給エリアごとに定める基準値 X によって以下のとおりといたします。

平均市場価格	燃料費等調整単価（税込）の算定式
基準値 X 未満の場合	(基準値 X - 平均市場価格) × (1 + 消費税率)
基準値 X 以上の場合	(平均市場価格 - 基準値 X) × (1 + 消費税率)

N 月の計量日から N+1 月の計量日の前日までの期間に使用された電気には、N 月 1 日から末日までの期間に係る平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価を適用いたします。ただし、各月の計量日が当該月の 1 日に該当する場合、計量期間の末日が属する月の前月 1 日から末日までの期間に係る平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価を、当該計量期間に使用される電気に適用するものとします。

基準値 X：

基準値 X は、供給区域ごとに下表のとおりとします。なお、当社は、基準値 X を変更する場合があります、この場合、電磁的方法により通知いたします。

供給区域	基準値 X	供給区域	基準値 X
------	-------	------	-------

北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円	関西電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00 円	四国電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00 円	九州電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
北陸電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円		

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、電磁的方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または燃料費等調整額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。

※燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの供給契約が終了する場合、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない燃料費等調整額の合計金額（以下「未履行調整額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※未履行調整額を減算する場合で、かつ未履行調整額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整額の返還請求権は消滅するものとします。

※その他の詳細は、電気供給約款別表 7 に定める内容をご確認ください。

■グリーン促進費（2027 年 7 月検針日以降に使用される電気に適用）

グリーン促進費とは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定める以下の算式により算定される金額といたします。

グリーン促進費

＝グリーン促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）

グリーン促進費単価

＝（非 F I T 非化石証書の指定金額※1＋非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3÷（1－損失率※4）×（1＋消費税率）

※1.「非 F I T 非化石証書の指定金額」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「非 F I T 再エネ指定非化石証書」または「非 F I T 再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。

※2.「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。

※3.「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年 6 月にその年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。

※4.「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。

グリーン促進費単価の改定

当社は、毎月 1 日時点において、グリーン促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のグリーン促進費単価により算定するグリーン促進費の適用を開始するものといたします。

※その他の詳細は、電気供給約款別表 8 に定める内容をご確認ください。

■託送サービス変動相当額（2026 年 11 月検針日以降に使用される電気に適用）

託送サービス変動相当額とは、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、電灯時間帯別接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービスにおける託送料金（総称して以下「託送料金等」といいます。）が変更される場合（ただし、消費税率の変更による税込後の託送料金等が変更となる場合は除き、この場合の消費税率変更後の託送サービス変動相当額は、消費税率変更前の託送サービス変動相当額（税抜）に変更後の消費税を加味することで算出します。）において、各算定期間の託送料金等と基準時点の託送料金等の差分に相当する額として当社が定める以下の算式により算定される金額といたします。下記金額は全て税込表記となります。

託送サービス変動相当額

＝託送サービス変動相当額単価（以下により算出される単価）×使用電力量（kWh）

託送サービス変動相当額単価

＝基本料金変動相当額※1（円/kWh）+ 従量料金変動相当額※2（円/kWh）

※1 基本料金変動相当額とは、供給区域ごとの基本料金変動単価を、契約種別によらずみなし供給条件（下記参照）を用いて、下記の算式により 1kWh あたりの単価に換算した金額を指します。

基本料金変動相当額（税込）＝ 基本料金変動単価（円）÷ みなし使用電力量（230kWh）

下記以外の供給区域

基本料金変動単価（税込）＝ 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×（1－動力比率※5）＋ 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×動力比率※5

関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社の供給区域
基本料金変動単価（税込）＝ 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×（1－動力比率※5）＋ 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×動力比率※5

みなし供給条件：1 供給契約につき契約電力 3.6kW、使用電力量 230kWh とします。

※2 従量料金変動相当額とは、供給区域ごとに下記に基づき算出します。
従量料金変動相当額 ＝ （電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（昼間時間帯に適用される 1kWh あたりの単価）の差額※4×50% ＋ 電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（夜間時間帯に

適用される 1kWh あたりの単価）の差額※4×50%）×（1－動力比率※5）+ 動力標準接続送電サービスの電力量料金（1kWh あたりの単価）の差額※4×動力比率※5

※3 本項における基本料金とは、契約電力が過去の一定期間の最大需要電力等により定められる場合（実量契約）に適用される基本料金であって、契約電力 1 キロワットあたりの金額（関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域における電灯時間帯別接続送電サービスについては、最初の 6kW までの金額）として定められるものを指します。
※4 差額とは各算定期間に適用される各託送料金から基準時点※6 に適用される各託送料金を差し引いたものを指します。
※5 動力比率とは、資源エネルギー庁が公表している電力需要実績に係る情報に基づき算出された、当社の低圧合計の需要実績に対する電力の需要実績の比率を指します。なお、この動力比率は(1)毎年 3 月 1 日および(2)託送料金等について一般送配電事業者が公表をした日に見直すものとします。動力比率の見直しにおいては、見直し日の終了時において公表されている最新の需要実績により算定するものとし、見直し日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、当該需要実績により算定された動力比率を適用するものとします。

※6 基準時点とは、2026 年 10 月 31 日終了時を指します。

託送サービス変動相当額単価の改定
当社は、毎月 1 日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は託送サービス変動相当額単価を改定することができます。改定を行う場合は、改定内容について当社が適当と判断した方法により周知いたします。改定後の単価は、同月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間より適用されます。
※その他の詳細は、電気供給約款別表 9 に定める内容をご確認ください。

■容量拠出金反映額について

容量拠出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、お客さまが使用する電気の料金においてお客さまに請求するものであり、以下に定める「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。

A. 容量拠出金反映基礎額

容量拠出金反映基礎額は、【契約電力(※1) (※2) × 容量拠出金反映基礎額単価(※3)】の算式によって算定する金額とします。

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

※2：下表の契約種別のお客さまには、下表のみなし契約電力の値を適用します。

なお、当社は、毎月 1 日時点においてみなし契約電力の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、電磁的方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の計量日から N+1 月の計量日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のみなし契約電力の値の適用を開始するものといたします。

契約種別	みなし契約電力
オール電化（深夜）プラン	3kW
上記契約種別を除き、従量電灯 B（関西・中国・四国エリアでは従量電灯 A）に分類される契約種別	3kW

上記契約種別を除き、従量電灯 C（関西・中国・四国エリアでは従量電灯 B）に分類される契約種別	7kW
---	-----

※3：容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年 4 月の計量日から翌年 4 月の計量日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量拠出金反映基礎額単価を、電磁的方法にて事前に公表いたします。

N 月の計量日から N+1 月の計量日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映基礎額は、N 月 1 日から N 月末日までの期間における容量拠出金を対象とします。

B. 容量拠出金反映調整額

容量拠出金反映調整額は、【契約電力(※1) (※2) × 容量拠出金反映調整額単価(※3)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、「容量拠出乖離額」（容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額をいいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわらず。

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

※2：容量拠出金反映基礎額におけるみなし契約電力の定めを同様に適用します。

※3：容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金反映調整額単価を、電磁的方法にて事前に公表いたします。

容量拠出乖離額が 0 円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が 0 円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。

N 月の計量日から N+1 月の計量日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映調整額は、以下の期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額を対象とします。

- ・N－4 月 1 日から N－4 月末日までの期間における容量拠出金
- ・N－8 月 1 日から N－8 月末日までの期間における容量拠出金
- ・N－12 月 1 日から N－12 月末日までの期間における容量拠出金

ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の計量日から翌々々月の計量日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、電磁的方法により事前にお客さまに通知することで、容量拠出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拠出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。

※容量拠出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの供給契約が終了する場合、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みま

す。)には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。
※その他の詳細は、電気供給約款別表 10 に定める内容をご確認ください。

■個人情報の取扱いについて
当社は、お客さまに関する情報を、当社の「プライバシーポリシー」にて定める範囲にて利用いたします。
個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページの「プライバシーポリシー」
(<https://japaden.jp/privacy/>) をご参照ください。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さま、および個人のお客さまのうち営業のためにまたは営業としてご契約いただいたお客さまは除きます。）

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売によりご契約された場合、法定の重要事項説明書面をお客さまが受領された日を含め、8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）により本契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。

2. 上記 1 の期間が経過した後であっても、お客さまが、当社がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合、当社が改めてクーリング・オフを行う事ができる旨を記載して交付した書面をお客さまが受領した日を含め 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）によりクーリング・オフを行うことができます。

3. お客さまがクーリング・オフをする場合は、クーリング・オフに係わる書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）を発した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）に、その効力が生じます。

4. クーリング・オフがなされた場合、
①当社は、お客さまに対し、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を請求することはありません。
②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は、速やかにその全額を返還します。
④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。

5. クーリング・オフを行う場合、必要事項を記載のうえ当社まで書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）にてご送付ください。
名称：Japan 電力株式会社
住所：〒760-0023 香川県高松市寿町 1-4-3 高松中央通りビル 9F
書面の記載内容：
(1)お客さまの氏名、住所、電話番号、(2)ご契約日（お申込日）、(3)販売店名、住所、電話番号
(4)ご契約の電気料金メニュー名、(5)「(2)の日付の申し込みを撤回します。/本契約を解除します。」

6. 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。
<https://japaden.jp/coolingoff/>